2　介護分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。ただし、事業所の育成就労外国人の総数が、当該事業所の常勤介護職員の総数を超えないものとする。

一　次の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

事業所の常勤介護職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	事業所の常勤介護職員の総数の二十分の三
二百一人以上三百人以下	四十五人
百一人以上二百人以下	三十人
五十一人以上百人以下	十八人
四十一人以上五十人以下	十五人
三十一人以上四十人以下	十二人
二十一人以上三十人以下	九人
十一人以上二十人以下	六人
十人以下	三人

二　前号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者である場合にあっては、前号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

三　前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項並びに介護分野に係るイ及びロの事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、事業所の住所が指定区域（規則第十九条第二項第三号に規定する指定区域をいう。）にある場合にあっては、第一号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数に三を乗じて得た数

イ　監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

ロ　監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

ハ　出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ニ　監理型育成就労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

第五条　介護分野に係る規則第四十四条第二項の告示で定める法人は、次のとおりとする。

一　規則第四十四条第一項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる法人

二　当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの

三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六条　介護分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、同条第九号ロの規定により修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であることとする。

一　五年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であって、介護福祉士の資格を有するものであること。

二　前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

2　第四条の規定の適用に当たっては、常勤介護職員には、改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

（介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の廃止）

3　介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年厚生労働省告示第三百二十号）は、廃止する。